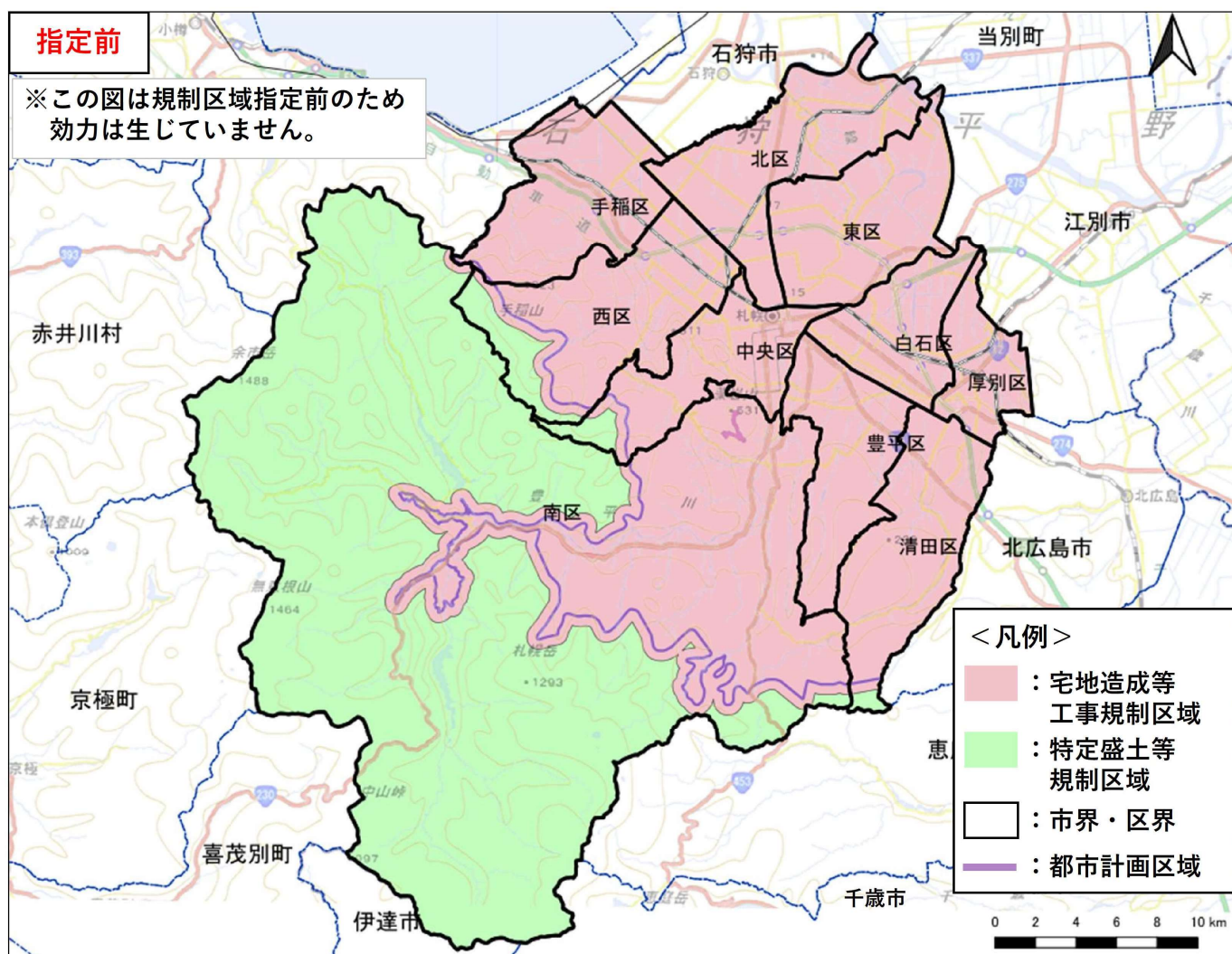


宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が新たに定められました。札幌市では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年4月1日に指定し、運用を開始する予定です。

令和7年4月1日以降、規制区域内での一定規模を超える盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となりますので、手続きに漏れがないようご注意ください。

候補区域



許可申請から工事完了までの流れ

①許可申請前

- ・土地所有者等全員の同意
- ・周辺住民への事前周知

②許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・市長の許可

③工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・中間検査（必要な場合）
- ・定期報告（必要な場合）

④工事完了

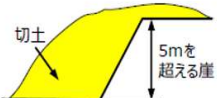
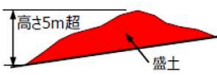
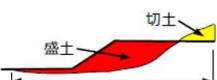
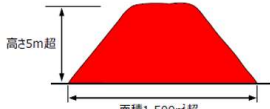
- ・完了検査

※赤字：宅地造成等規制法の改正に伴い、盛土規制法で追加された手続き

許可対象となる盛土等の規模

区域	行為	許可対象規模					
宅地造成等工事規制区域	(盛土・切土) 土地の形質の変更	要件	盛土によって高さが 1mを超える崖 が生ずるもの	切土によって高さが 2mを超える崖 が生ずるもの	盛土と切土を同時に行い高さが 2mを超える崖 が生ずるもの	盛土で高さが 2mを超えるもの (崖を生じないもの)	盛土・切土する面積が 500㎡を超えるもの (30cm以内の造成高を除く)
		イメージ図					
	土石の一時堆積	要件	最大時に堆積する高さが 2mを超えかつ面積が300㎡を超えるもの			最大時に堆積する面積が 500㎡を超えるもの (堆積高30cm以内のものを除く)	
		イメージ図					

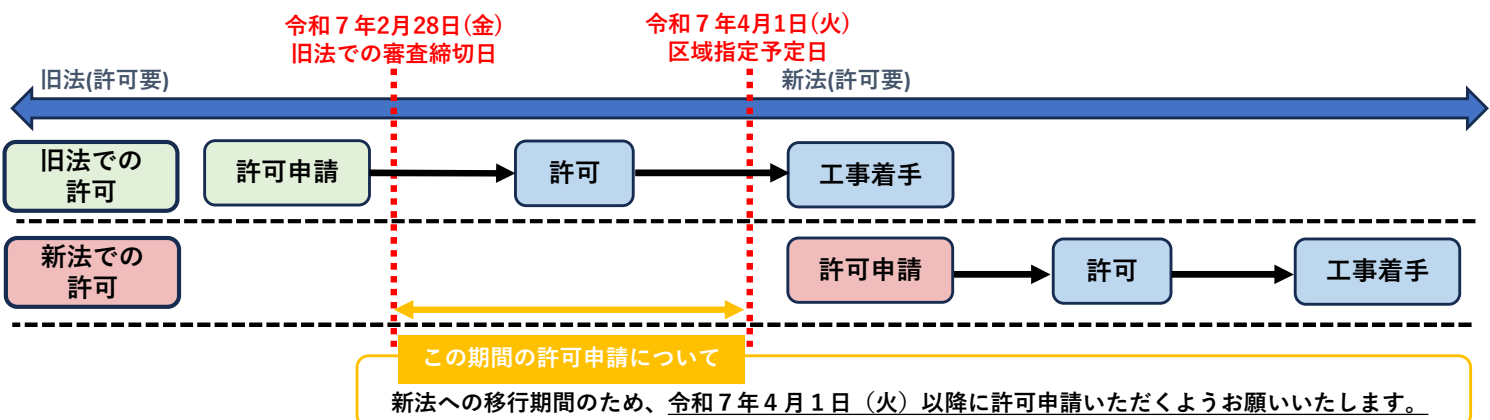
※上記の許可対象規模の行為を特定盛土等規制区域内で行う場合は、届出が必要になります。

区域	行為	許可対象規模					
特定盛土等規制区域	(盛土・切土) 土地の形質の変更	要件	盛土によって高さが 2mを超える崖 が生ずるもの	切土によって高さが 5mを超える崖 が生ずるもの	盛土と切土を同時に行い、高さが 5mを超える崖 が生ずるもの	盛土で高さが 5mを超えるもの (崖を生じないもの)	盛土・切土する面積が 3000㎡を超えるもの (30cm以内の造成高を除く)
		イメージ図					
	土石の一時堆積	要件	最大時に堆積する高さが 5mを超えかつ面積が1500㎡を超えるもの			最大時に堆積する面積が 3000㎡を超えるもの (堆積高30cm以内のものを除く)	
		イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し**30°**を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。
 ※上表における「盛土・切土」とは、通常の土の切取り又は盛上げ等の行為をいう

区域指定日前後の許可手続の取扱い

区域指定日前後に提出された許可申請について、旧法(宅地造成等規制法)・新法(盛土規制法)どちらで審査するかは下記のとおり取り扱う予定です。



注意

区域指定日に工事着手している場合、区域指定日から21日以内(令和7年4月22日(火)まで)に届出が必要な場合があります。

盛土規制法の運用に関する詳細について

詳しくは、右記コードから開発指導課ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

札幌市都市局市街地整備部開発指導課規制係 Tel.011-211-2512

02-M01-24-2021
R6-2-1348